

参考1 有害性のランク分け及び有害性ランクごとの国内年間取扱量の基準

ア．有害性の判断

有害性の判断は、発がん性、変異原性、吸入・経口慢性毒性、生殖毒性、生態毒性等の観点から有害性の程度でランク分けして行うこととする（（1）に掲げるものを除く）。

（発がん物質）

人に対し強い発がん性を持つ物質、人に対する発がん性の強い疑いのある物質として表1の第1欄の機関により、第2、3、4欄に該当すると評価されている化学物質。

表1 発がん性のハザードランク

毒性 ランク	機関名 程度	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業 衛生学会
		A	人発がん性あり	1	A	1	a
B	人発がん性の疑いが強い 複数機関で指定	2A 2B	B1 B2	2	b	A2	2A 2B
C	人発がん性の疑いが強い 一機関のみ指定						

（吸入・経口慢性毒性）

吸入・経口に伴う人の慢性毒性に関しては、原則として表2のB、C、Dのランクに該当する化学物質。

表2 慢性毒性のハザードランク

人に対する 有害性 ランク	吸入毒性			
	WHO大気(mg/m ³)	I R I S (USEPA)		
		NOAEL(mg/m ³)		LOAEL(mg/m ³)
B	0.0005	0.1以下		1以下
C	0.005	1		10
D	0.05	10		100
人に対する 有害性 ランク	経口慢性毒性			
	WHO水質(mg/l)	EPA水質(mg/l)	I R I S (USEPA)	
			NOAEL(mg/kg・d)	LOAEL(mg/kg・d)
B	0.001以下	0.001以下	0.01以下	0.1以下
C	0.01	0.01	0.1	1
(D)	0.1	0.1	1	10

（生殖毒性）

生殖毒性に関しては、表3のB、Cのランクに該当する化学物質。

表3 生殖毒性のハザードランク

人に対する 有害性 ランク	生殖毒性	
	EUのR60、R61	
B	人の受胎能力を害する	1
C	人の受胎能力を害する強い恐れがある	2

(作業環境の対象物質)

A C G I H、または、日本産業衛生学会で取り扱われている化学物質で、原則として表4のB、Cのランクに該当するもの。ただし、固体、粉塵、ミスト、急性毒性で作業環境の対象物質となっているものは原則として除く。

表4 作業環境におけるハザードランク

人に対する有害性 ランク	作業環境の対象物質	
	TWA(mg/m ³)	上限値(mg/m ³)
B	1	10
C	10	100
(D)	100	1000

(変異原性)

労働省の通達により、特に強い変異原性が認められている既存化学物質(ランクCとした)。

(生態毒性)

生態毒性に関しては、原則として表5のB、Cのランクに該当する化学物質。

表5 生態毒性のハザードランク

生態毒性 ランク	生態毒性		
	魚のLC50(mg/l)	ミジンコのEC50(mg/l)	藻類のEC50(mg/l)
B	0.1以下	0.1以下	0.1以下
C	1	1	1
(D)	10	10	10

イ. 暴露可能性の判断

暴露可能性については、検出実績又は取扱量により判断することとする。

アにより有害性ありと判断された化学物質のうち、環境調査結果で環境検出があったものは、本パイロット事業の対象とする。

また、環境検出実績のない化学物質についても、有害性のランク(ハザードランク)ごとに国内取扱総量の下限值を表6の通り設け、この値以上の取扱量のものを本パイロット事業の対象とする。

検出、取扱量に関する既存のデータがなく、かつ、表6の有害性のランクに該当するものについては、(社)日本化学工業協会に国内の取扱状況を問い合わせ、取扱量の基準に適合するものを本パイロット事業の対象とする。なお、(社)日本化学工業協会において国内の取扱状況の把握が短期間では困難な物質は、今回のパイロット事業の対象とはしないが、別途リストを整理し、引き続き把握に努めることとする。

表6 有害性のランク（ハザードランク）と国内年間取扱量との対応

		有害性のランク			
有害性の種類	発がん性	A	B	C	
	吸入・経口慢性毒性		B	C	D
	生殖毒性		B	C	
	作業環境		B	C	
	変異原性				
	生態毒性		B	C	
有害性のランクに対応した国内年間取扱量		1ト 以上	100ト 以上	1000ト 以上	5000ト 以上